

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	肝炎治療特別促進事業費			担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん・疾病対策課肝炎対策推進室		小野俊樹			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	肝炎対策基本法第15条、附則第2条第2項			関係する計画、通知等	「感染症対策特別促進事業について」					
主要政策・施策	高齢社会対策、子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療の投与、インターフェロンフリー治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患であるが、このインターフェロン治療については月額の高額な医療費が負担となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、医療費の助成を実施。これにより、患者の医療機関へのアクセスを改善し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図る。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	各都道府県において、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤の投与が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。 【肝炎対策基本法第15条】 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。 補助率：都道府県 1/2									
実施方法	補助									
予算額・執行額(単位：百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算の状況	当初予算	9,944	8,586	10,380	6,996	6,018			
		補正予算	3,500	3,500	-	-				
		前年度から繰越し	-	3,500	3,124	-	-			
		翌年度へ繰越し	▲ 3,500	▲ 3,602	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		9,944	11,984	13,504	6,996	6,018			
	執行額		7,940	9,034	11,918					
	執行率(%)		80%	75%	88%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		59%	75%	115%					
平成29・30年度予算内訳(単位：百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	疾病予防対策事業費等補助金		6,996	6,018	インターフェロン治療の利用者がインターフェロンフリー治療に移行し、インターフェロンフリー利用者については治療により継続的な利用が不要になったため。					
	計		6,996	6,018						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	前年度以上	肝炎治療受給者証交付件数	成果実績	件	99,692	164,240	集計中	-	-	
			目標値	件	77,738	99,962	164,240	-	集計中	
			達成度	%	128	164	集計中	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	肝炎医療費助成対象者数調									

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
		活動実績	当初見込み							
		インターフェロン治療受給者証交付件数		件	17,405	2,239	集計中	-		
				件	17,758	17,405	2,239	集計中		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
		核酸アナログ製剤治療受給者証交付件数		件	62,404	72,989	集計中	-		
				件	59,980	62,404	72,989	集計中		
		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		インターフェロンフリー治療受給者証交付件数		件	19,883	89,012	集計中	-		
				件	-	19,883	89,012	集計中		
単位当たり コスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
		単位当たりコスト = X / Y		円	79,641	55,002	集計中		集計中	
		X:「平成〇年度の補助金(実際の執行額)」 Y:「平成〇年度の肝炎治療受給者証交付件数」		計算式	X/Y	7,939,532,000/99692	9033575000/164,240	集計中		集計中
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること								
	施策	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること								
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 毎 年度	
		都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数(肝炎対策推進室調べ)		実績値	件	47	47	47	-	-
				目標値	件	47	47	47	-	47
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	都道府県で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重篤化や二次感染予防が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がる。									
	改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	
目標値				-	-	-	-	-		
達成度	%			-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
			成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	肝炎治療への医療費助成に対する国民のニーズは高い。このため、本事業で着実に実施し、事業目標を達成するためには、国費投入は必要不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、本事業を通じ、国が主導的役割を果たしていくことは必須である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、優先度は極めて高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	調査中	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療費助成を実施することにより、受益者(肝炎患者)の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られる一方で、受益者の所得に応じた自己負担額を設定しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業実施に必要な最低限の経費のみを計上しており、コストの水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	国内最大級の感染症である肝炎の克服に向け、インターフェロンフリー治療等に係る医療費を助成するものであり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	新薬の登場により、患者数の動向についての推計が困難であったため。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業実施にあたっては、不断の効率化及びコスト削減に取り組んでいる。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	肝炎の感染を早期に発見するため、受検者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制の整備と積極的な受診勧奨を行った結果、成果目標以上の事業成果を得ることができた。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	医療費助成を実施することにより、肝炎患者の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られるものであり、他の手段・方法と比較して極めて効果的な事業実施が図られている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	インターフェロンフリー等の治療法が進歩し、慢性肝炎の段階での多数の治療介入によりSVR(ウイルス学的著効)を得て、肝硬変や肝がんへの進行を抑えており、公衆衛生対策として所期の成果を達成している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省名	事業番号		事業名

点検・改善結果	点検結果	肝炎治療受給者証の交付件数については一部減少しているが、平成28年度からインターフェロンフリー治療等新しい治療法を助成対象としたことにより、患者が減少した結果、執行額も減少してきている。			
	改善の方向性	新たな治療法等を踏まえて今後の対策を検討し、必要な予算を確保していきたい。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な事業であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	132	平成23年度	112	平成24年度	88
平成25年度	99	平成26年度	109	平成27年度	117
平成28年度	114				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 11,918百万円
※平成28年度実績

各自治体から申請のあった事業内容を精査の上、国庫補助金を交付

↓

【補助金等交付】

A 都道府県(47) 11,918百万円

肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内の審査及び医療費の支払事務を行う。

↓

【一般競争入札(最低価格)等(愛知県の例)】

B 支払基金等(4団体) 5百万円

※受給者証発行業務に係る人件費等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.愛知県			B.TIS株式会社		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
補助金及び交付金	肝炎治療を受ける者に対する医療費助成	1,112	人件費	受給者証発行事務に係る人件費	3.4	
委託料	受給者証発行、審査支払事務等の委託	5				
役務費	通信連絡費等	0.6				
報償費	審査委員謝金	0.3				
需用費	申請書等印刷費、事務用品等	0.3				
その他	委員旅費、連絡旅費、事務補助員雇上げ等	0.1				
計		1,118.3	計		3.4	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知県	1000020230006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	1,118.3	補助金等交付	-	--	
2	東京都	8000020130001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	871	補助金等交付	-	--	
3	大阪府	4000020270008	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	828.3	補助金等交付	-	--	
4	北海道	7000020010006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	648.1	補助金等交付	-	--	
5	千葉県	4000020120006	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	632.5	補助金等交付	-	--	
6	兵庫県	8000020280003	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	612.9	補助金等交付	-	--	
7	埼玉県	1000020110001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	536.7	補助金等交付	-	--	
8	神奈川県	1000020140007	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	527.9	補助金等交付	-	--	
9	福岡県	6000020400009	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	501.9	補助金等交付	-	--	
10	静岡県	7000020220001	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払い事務を行う	329.8	補助金等交付	-	--	

